

本臨時会に付議された議案件名

議案第46号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第47号 宝達志水町道路網整備計画検討委員会設置条例について

報告第38号 専決処分の報告について

専決第33号 平成17年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）

平成17年11月17日（木曜日）

出席議員

1 番	中 田 良 一	17 番	金 田 之 治
2 番	津 田 勤	18 番	安 達 市 朗
3 番	中 谷 浩 之	19 番	小 島 昌 治
4 番	岩 池 齊	20 番	小 寺 進
5 番	岡 山 信 秀	21 番	土 上 輝 男
6 番	宮 本 満	22 番	北 信 幸
7 番	川 崎 與 一	23 番	浜 谷 康 信
8 番	岡 野 茂	24 番	北 橋 俊 一
10 番	岡 山 好 作	25 番	塚 本 哲 雄
12 番	守 田 幸 則	27 番	因 幡 栄 市
13 番	北 本 俊 一	28 番	近 岡 義 治
14 番	中 川 信 夫	29 番	中 村 建 治
15 番	畑 谷 正	30 番	松 田 眞 計
16 番	淺 川 治 彦		

欠席議員

9 番	林 一 郎	26 番	中 橋 弘 次
11 番	宮 城 昌 保		

説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	中 野 茂 一
助 役	中 江 映
収 入 役	齊 藤 喜久治
教 育 長	田 畑 武 正
医 療 福 祉 監	松 井 晃
総 務 課 長	北 山 茂 夫

情報推進室長	鍛 治 一 良
企画財政課長	米 谷 勇 喜
住民課長（志雄 窓口センター長）	田 中 外志治
税務課長（押水 窓口センター長）	太 田 永 作
環境安全課長	田 村 淳 一
健康福祉課長	柏 崎 三代治
農林水産課長	藤 本 和 善
建設課長	中 村 清 長
上下水道課長	上 井 信 昭
学校教育課長	赤 池 礼 子
会計課長	山 本 外志男
志雄病院事務局長	山 本 実
企画財政課長補佐	松 中 和 彦

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第46号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 5 議案第47号 宝達志水町道路網整備計画検討委員会設置条例につい
て
- 日程第 6 報告第38号 専決処分の報告について
専決第33号 平成17年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2
号）
- 日程第 7 質 疑
- 日程第 8 討 論
- 日程第 9 採 決

開会・開議

議長（松田眞計君） ただいまから平成17年第5回宝達志水町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は27名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（松田眞計君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、20番 小寺 進君、21番 土上輝男君を指名いたします。

会期の決定

議長（松田眞計君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（松田眞計君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

本会議の説明員の職、氏名は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

町長提出議案の上程・説明

議長（松田眞計君） これより、日程第4 議案第46号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第6 報告第38号 専決処分の報

告について、専決第33号 平成17年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）までの3件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 本日ここに平成17年第5回宝達志水町議会臨時会を御招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多忙の折にもかかわらず御応召を賜り、心よりお礼を申し上げます。

さて、先般、第3次小泉内閣が誕生し、地元石川県から沓掛参議院議員が国家公安委員長、防災担当大臣に、また馳衆議院議員が文部科学副大臣に御就任されたことは既に御存知のとおりであります。このことは、我々にとってはまことに心強いことであり、心よりお祝いを申し上げますとともに、お二人のさらなる御活躍を御祈念申し上げるものであります。

新たに発足した内閣は、改革続行内閣とも言われ、これまで国が推し進めてきた社会保障改革、三位一体改革などの構造改革が今後ますます進展していくものと思います。私といたしましても、国と同様に確固たる決意のもと、本町の行財政改革を断行してまいり所存でありますので、皆様方の御理解を賜りたいと存じます。

それでは、提案理由について御説明申し上げます。

御提案いたしました案件は、議案2件、報告1件であります。

初めに、議案第46号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、平成17年度の人事院勧告に伴い、宝達志水町一般職の職員の給与の改定を行うもので、その内容については、すべての給料表の給料月額を0.3%引き下げるとともに、配偶者に係る扶養手当についても支給月額を500円引き下げた上で、期末勤勉手当については、民間の支給割合に見合うよう0.05カ月分引き上げるものであります。

次に、議案第47号 宝達志水町道路網整備計画検討委員会設置条例については、宝達志水町の道路網整備計画、そして、これにより取り組むべき事業について検討を進める検討委員会を設置し、本町の豊かな生活環境を充実させ、より住みよいまちづくりの推進を図るものであります。

続いて、報告第38号は、平成17年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）の専

決処分についてであります。

内容といたしましては、企業債の元金償還期間と下水処理施設の減価償却期間との差により生じる企業債元金償還金相当額と減価償却費相当額との差額を、一定期間を年度に繰り延べることを目的とする資本費平準化債の認可額が10月6日付で確定したことから、同日付で専決処分いたしましたものでありますので、御承認を賜りたいとするものであります。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。

議長（松田眞計君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

質 疑

議長（松田眞計君） ここで、議案第46号から報告第38号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

討 論

議長（松田眞計君） これから討論を行います。討論はありませんか。

19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 私は、議案第46号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について反対討論を行い、議案第47号についての賛成討論を行うものであります。

今回の改正は、小泉内閣の、町長も言われましたが、構造改革の流れに沿って行われているのが特徴的であります。しかも、それを国民に無理やり押しつける側は、官から民へ、小さな政府、公務員の既得権益打破など、誤った考え方を広く流布しています。

この考え方に共通するのは、国民の中に無理やり対決をつくり出し、国民の団結の分断を図ろうとしていることであります。公務労働者と民間労働者、現役世代と高齢者、労働者と自営業者、働く女性と専業主婦など、意図的に対立をつくり、暮らしを壊す政治に反対する勢力や運動を既得権益を守るための利己的行動と描いて攻撃する、これが構造改革

を国民へ押しつける自民党・公明党政府の常套手段であります。

今、小さな政府のかけ声で進められている公務員攻撃のねらいは、住民サービスの切り捨てとともに、民間労働者との賃下げ競争を加速させること、さらにいえば、この対立をあまり大増税への地ならしをしようというところにあります。

今、臨時議会で、その流れに沿って町職員の給与が切り下げられて本当にいいのでしょうか。先ほどの全協の場で明らかになったのは、職員組合との相談がないということ、給与カットの総額もわからず、給与が削減されることだけははっきりしている、これでは目的のない改正であります。これを、国・県言いなりといいます。

住民サービスの根本は、職員の人的・量的充実にあることは言うまでもありません。それに加え、町職員がその休日や就業外で果たしている消防や文化サークル、スポーツサークルや各区の仕事など、これまで以上に必要とされ奮闘されているのが現実であります。町職員が宝達志水町を支えている現実にふたをして、自民党・公明党政府の構造改革に盲従する今回の改正案に賛成できるものではありません。

最後になりますが、公務労働者がこの攻撃の本質を明らかにして、住民との連帯、民間労働者との連帯、国民との連帯という社会的連帯の立場でこれをはね返すことを強く訴えて反対討論とします。

議案第47号についてですが、この条例の目的が、豊かな生活環境及びより住みよいまちづくりの推進を図るとあります。立派な目的なのですが、その目的に見合った充実した委員会の体制になっているかどうかを問題提起したいと思います。

まちづくりの中心は住民です。そうであるならば、住民がこの委員会に参画する仕組みや体制が条例の条文の中で保障されているのかどうかということではありますが、残念ながら乏しいと考えます。

条例で決められた7名の委員、その中には、町民でない2名の委員も含まれますが、この7名の委員で条例の目的が達成できるとは思えません。条例第8条の(8)その他町長の認める者が委員になれるという規定を十分活用し、まちづくりの主役である町民の多数の参加が得られるよう進言し、賛成討論といたします。

以上。

議長（松田眞計君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

採 決

議長（松田眞計君） これより採決に入ります。

議案第46号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第46号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 宝達志水町道路網整備計画検討委員会設置条例についてを採決します。

議案第47号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、報告第38号 専決処分の報告について、専決第33号 平成17年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

報告第38号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第38号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

閉議・閉会

議長（松田眞計君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成17年第5回臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時05分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 松 田 眞 計

署名議員 小 寺 進

署名議員 土 上 輝 男

平成 17 年第 5 回宝達志水町議会臨時会

議 決 一 覧

議決番号	議案番号	件 名	議決月日	議決結果	提 案 者
第 9 7 号	議案第46号	宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	11月17日	原案可決	町長
第 9 8 号	議案第47号	宝達志水町道路網整備計画検討委員会設置条例について	〃	〃	〃
第 9 9 号	報告第38号	専決処分の報告について 専決第33号 平成17年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）	〃	原案承認	〃